

ガス料金及び下水道使用料の改定について

1 ガス料金の改定概要

(1) 改定理由

ア 原料ガス価格の変更

都市ガスの卸元である株式会社INPEX JAPANは、3年ごとに原料ガスに混入する液化天然ガス(以下、「LNG」という。)の割合を変更し、原料ガス価格を見直すこととしている。

現行の原料ガス価格は令和7年度までとなっていることから、令和8年度からは新たな価格及びLNGの混入割合を見直した契約となる。

イ 原料費を含む総原価の見直し

現行の料金算定期間は令和5年度から令和7年度までの3年間であり、原料ガス価格の改定に伴い、原料費を含む全ての原価を見直し、令和8年度から今後3年間の適正な原価を算定する。

(2) 液化石油ガス販売事業のガス料金改定について

大潟区の一部地域に供給している液化石油ガス販売事業の料金についても、原料費を含む全ての原価の見直しを行い、令和8年4月に改定を実施する。

2 下水道使用料の改定概要

(1) 改定理由

ア 使用料の見直しを検討する根拠

下水道事業の中長期的な経営の基本計画である下水道事業経営戦略において、使用料水準の検証を毎年行うとともに、3年ごとに使用料の見直しを検討することとしており、前回の改定作業から3年が経過する令和7年度に、令和8年度から令和10年度までの3年間を算定対象期間とし、使用料の見直し作業を行っている。

イ 現状分析及び使用料改定の方針

下水道事業会計の現状については、人口減少や節水型機器の普及などにより、今後は、有収水量の増加が見込めないほか、物価高騰及び老朽化する施設等の更新に加え、これまでの下水道整備のために発行した多額の企業債を償還していく必要があることから、将来にわたり、持続可能な事業経営の実現を図るためにも、適切に使用料の改定を行う必要がある。

3 今後の予定

本年の市議会12月定例会に関連する条例の一部改正の提案を予定する。

議決後、需要家への周知を行った上で、令和8年4月に料金改定を実施する。